

公会堂条例一部改正の概要

1 主な改正内容

- (1) 瀬谷区総合庁舎再整備事業（PFI）にともなう瀬谷公会堂の改廃について（改正条例第2、3条関係）
 - ア 既存瀬谷公会堂は、解体工事に合わせて廃止します。
 - イ 新公会堂の供用開始に合わせて、瀬谷公会堂を設置します。
 - ウ 新瀬谷公会堂に指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定及び管理運営等に関する規定を定めます。
 - エ 新瀬谷公会堂に利用料金制を導入するため、利用料金に係る規定を定めます。
- (2) その他一部規定の廃止等について（改正条例第1条関係）
 - ア 附属設備使用料の割増に係る規定を廃止します。
 - イ 用途又は目的外使用許可に係る条項を廃止し、「行政財産の用途または目的外使用料に関する条例」を適用します。
 - ウ 「国民の祝日」の表記を「国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日」に改めます。

2 施行予定日

- (1) 瀬谷区総合庁舎再整備事業（PFI）にともなう瀬谷公会堂の改廃について
 - ア 既存瀬谷公会堂の廃止
規則で定める日から施行します。（平成21年3月頃施行予定）
【理由】再整備工事による既存の瀬谷公会堂の解体日程に合わせて施行する必要があるため。
 - イ 新瀬谷公会堂の設置及び指定管理者制度・利用料金制度の導入
規則で定める日から施行します。（平成23年3月頃施行予定）
【理由】再整備工事による新たな瀬谷公会堂の供用開始の日に合わせて施行する必要があるため。
- (2) 条項の一部廃止等について
公布の日から施行します。